



お元気ですか！  
志村 たかよし です

第713号 2014年10月12日

日本共産党中央区議団

中央区 築地 1-1-1  
電話 3546-5563  
FAX 3546-9570

## 行政の保育実施責任と保育環境の向上求め

# 日本共産党区議団が「修正案」を提出

福祉保健委員会

## 自民・公明・区民・民主の反対で否決

「幼保一元化」や「待機児童解消」のためにと国が作った「子ども子育て支援新制度（新制度）」が、来年4月から実施されるのにもない、第三回定例会に「新制度」に関連する条例が提案されました。

日本共産党区議団は、区が提案した「中央区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」を詳細に検討した結果、保育の質の低下を招くと判断し、「修正案」を提出しました。

「実施義務」を「サービス提供」に変更し、行政責任を軽減

「新制度」の大きな問題点としてあげられるのは、行政の「保育



実施」を「サービス提供」に変更することです。

児童福祉法では、保育を必要とするすべての子どもにも保育を実施することが行政に義務づけられていました。

党区議団は、児童福祉法にもとづき区立保育園の整備を区に求めてきましたが、「新制度」によって、行政は直接、保育を実施しなくても、株式会社や民間事業者などが運営する様々な形態の保育を「提供」すれば良くなりました。

もちろん、「新制度」のもとでも、党区議団は区に対し「保育実施責任」を果たすために区立保育園を整備するよう求めていきます。

営利企業が参入しやすくなる

規制緩和

利益を追求する株式会社などの事業者が「保育産業」への参入をしやすいするため、「新制度」によって職員配置基準や給食の有無、保育室の面積などの規制緩和が行われます。

これは、戦後日本の保育行政を根底から変えるものです。

これまでの保育のあり方を大きく変える「新制度」に基づいて区が作成した家庭的保育事業等に関する「条例」にも、保育従事者の資格や給食の扱い、施設の面積基準の規定などに、やはり大きな問題がありました。

保育者に資格がなくても…

区立保育園などの認可保育所の保育者は全員が保育士の資格を持っています。

こんど新しく認可される「家庭的保育事業（自宅などで乳幼児を預かる事業）」や「小規模保育事業」のC型（家庭的保育のグルー

プ型で6人〜10人の乳幼児を預かる事業)では、区長が認める研修を修了さえすれば、保育士の資格がなくても保育者になれます。

また、家庭的保育事業では、1人の保育者が預かることができる乳幼児は3人で、補助者がいれば最大5人まで保育できるとなっています。

地震などの災害発生時に、緊急な対応が求められるとき、大人2人で5人の乳幼児を素早く安全に避難させることができるでしょうか。不安は残ります。

### 給食は外部搬入もOKに

これまで、保育所の給食は自園での調理が原則となっていました。



したが、「条例」では、連携施設など外部からの搬入も認めています。

また、調理の場所について、「調理室」ではなく「調理設備」で良いとされ、必ず調理員を置かなくてもいいとなっています。

### 4階以上の保育室は屋外階段が無くてもOKに

「条例」によって、4階以上に保育室を設置する場合の屋外階段の必置規制がなくなるため、高層ビルの中での保育室の設置が簡単にできることとなります。



### 保育面積も区立保育所より狭い

乳幼児一人あたりの面積も、中央区立の認可保育園で守ってきた「ゼロ歳児6㎡、1歳児3・5㎡、2歳児2㎡以上」ではなく、0歳児と1歳児3・3㎡、2歳児1・98㎡と国の基準をそのまま追認している問題があります。

### 責任ある政党として修正案提出

家庭的保育事業等に関する「条例」は、子どもの健やかな成長を

ひとしく保障する保育という「子どもの視点」に立った制度といたがたく、保育の質を落とすもので、賛成できるものではありません。

とは言っても、「条例」がなければ、保育施策が進みません。

そのため、党区議団は、①「子どもの権利保障」を基本に「格差のない保育」を実施すること。②児童福祉法24条1項に明記されている行政の「保育実施責任」を最大限いかすこと。③現行保育水準を後退させず維持・拡充をはかることとの立場から「修正案」を提出しました。

「修正案」の主な内容は、①小規模保育B型と事業所内保育の19人以下の施設での保育士資格者の割合を、「6割以上」でなく「4分の3以上」に改めること。②満1才以上満3歳未満の幼児は6人に対し保育士1人の基準を、幼児5人に対し1人へと配置を上乗せすること。③保育室などの設置は3階以下とすること。④家庭的保育の保育者は保育士、教員、助産師、保健師、看護師などの資格を有し、3年以上の保育経験がある

など保育者の資格要件を厳格にすることなどです。

残念ながら「修正案」は、他会派の賛同を得られず、否決されてしまいました。このような経過と理由から、家庭的保育事業等に関する「条例」に反対しました。

ひきつづき、保育環境の向上めざし、がんばります。

### 区16園のうち3園 中央園庭のない区立保育園

保育園児にとって、安心して遊べる園庭は、なくてはならないもので、国が認可する保育所には園庭が義務づけられていましたが、規制緩和によって園庭がなくても認可されることになりました。

23区中13区は、すべての区立保育所に園庭がありますが、中央区は16園中3園、千代田区は6園中2園、港区は18園中9園に園庭がありません。

「都心で園庭は無理」とあきらめず、子どもたちの健やかな成長のために、行政の努力が求められています。